【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年9月3日

【事業年度】 第52期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【英訳名】 EIDAI KAKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 和 田 正 行

【本店の所在の場所】 大阪市平野区平野北2丁目3番9号

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 櫛 田 淳 一

【最寄りの連絡場所】 大阪市平野区平野北2丁目3番9号

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 櫛田淳一

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第52期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第4 提出会社の状況
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は 線で示しております。

第一部 【企業情報】

- 第4 【提出会社の状況】
- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)~(6) <略>

(訂正後)

(1)~(6) <略>

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己株式の取得について、経済情勢等の変化に対応して財政政策等の経営諸施策を機動的に 遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場 取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の客足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。